○中部地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
名古屋市中川区下之一色町字松陰三丁目四〇番一から同市中川区下之一色町字北起五四番一まで	前	二九・八〇～五二・六〇メートル	〇・四六七キロメートル	
	後	二九・八〇～五二・六〇メートル	〇・四六七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市加茂川町二丁目字平塚三二四四番一から岐阜県加茂郡川辺町石神字八反田五二四番二まで	前	九・五〇～五四・〇〇メートル	一〇・九一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・五〇～五四・〇〇メートル	一〇・九一キロメートル	
	B	一〇・一四～一四六・〇〇メートル	九・二五七キロメートル	
	A	一〇・一四～一四六・〇〇メートル	一〇・〇九一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市中川区下之一色町字北起九六番一から同市中川区下之一色町字北起五四番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○中部地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市東細谷町字境川二三番二から同市小島町字蛭藻二〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日十七時

○中部地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	安城市和泉町八斗蒔五三番二から同市和泉町中北五〇番六まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日十六時

○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	美濃加茂市太田町二一九番一から同市蜂屋町上蜂屋字尾崎三二九九番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日九時

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで	前	九・〇〇～二七・八〇メートル	一七・三〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・〇〇～二七・八〇メートル	一七・三〇〇キロメートル	
	B	二二・二〇～四八九・八〇メートル	一七・二四九キロメートル	
	A	二二・二〇～四八九・八〇メートル	一七・二四九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市山城町椿井北野五八番から同市山城町椿井畑岡二八番二まで	前	一〇・六七～一四・〇一メートル	一四・二四〇キロメートル	
	後	一〇・六七～一四・〇一メートル	一四・二四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所